

# 令和8年度 釜石市立大平中学校いじめ防止基本方針

## I いじめの防止等のための対策に関する基本方針

### 1 いじめの問題に対する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、不登校や自殺などを引き起こす背景ともなる深刻な問題である。また、最近のインターネットやLINEなどのSNSを介した、いわゆる「ネット上のいじめ」は、いじめを一層複雑化、潜在化させている。

いじめの問題は、どの学校にも起こりうる、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、学校が丸丸となって組織的に取り組むことを第一義とし、家庭、地域、及び関係機関等の協力を得ながら、社会総がかりで対峙することが必要である。

こうした中、本校は、学校教育目標に掲げる「思いやりの心」を育むことにより、いじめを生まない環境を築くとともに、すべての生徒が生き生きとした学校生活を送ることができるよう教育活動を推進する。そのために、校長のリーダーシップのもと、全教職員がいじめの問題に対する感性を高め、組織的にいじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組む。

### 2 いじめに対する基本的指導方針

- (1) いじめは人権侵害であり、いかなる理由があっても許される行為ではない。
- (2) いじめに対し毅然とした態度で指導に当たる。
- (3) 学校はいじめを許さないことを生徒に宣言する。

### 3 いじめに対する本校の考え方

「人が集まれば必ずトラブルはある。でも、いじめは許されない」という考えを基本とし、そのトラブルがいじめのレベルにあるときにはすぐに制止します。人間関係のトラブルには、子どもたち同士で解決するようなレベルのものもあれば、学校の教師が手助けをしながら解決するレベルのものもあります。これらとは別に、絶対に許されない行為が「いじめ」です。これは人間関係づくりの練習ではありません。したがって、その場ですぐに止めます。「いじめ」のレベルには毅然とした態度をとります。もし、「いじめ」が犯罪と呼ばれるレベルの場合は、関係機関と連携をとって対応します。

#### ■トラブルのレベル

①子どもが自分自身で解決を練習すべきトラブル	⇒	トラブルの全てを教師や大人が制止すべきでしょうか。子どもは年齢や発達段階に応じて「人間関係づくり」の方法や態度を身につける必要があります。子ども自身が自力で問題を解決しようとするときに起きるトラブルもあります。このとき、教師は子どもたちに任せきりにせず、子どもたち同士でどのようにトラブルを解決するか、様子を見守っていきます。
②教師が介入して解決を練習すべきトラブル	⇒	トラブルの解決に慣れていない子どもが、戸惑う様子に遭遇することがあります。どのように謝ればいいのか、どのように許したらいいのか、どのようにお願いしたらいいのか、子どもに教師の援助が必要になることがあります。このようなケースは教師が介入して解決を練習すべきトラブルです。嫌なことを言われたから、すぐに「いじめ」と判断するのではなく、教師が人間関係の対応能力を磨くために、指導と援助を行うこともあります。
③いじめとして扱いその基準を教えるべきトラブル	⇒	社会的に絶対に許されない行為（理不尽なこと）は「いじめ」として扱い、学校が介入して制止・指導します。ある一定の基準を超えた行為と判断した場合は、加害者が「悪気がなかった」「じゃれているだけ」と言っても、その行為を「いじめ」として扱い指導します。
④犯罪として適切な措置をすべきトラブル	⇒	生徒の行った行為の中にも、犯罪として適切な措置がなされるべきものがあると考えます。犯罪行為を「いじめ」ととらえ指導を続ければ、子どもたちは「先生に叱られる程度の行為」と学習してしまいます。犯罪行為は、関係機関と連携しながら適切な措置をすべきものです。

## Ⅱ いじめの未然防止のための取組

### 1 教職員による指導について

- (1) 学級や学年、学校が生徒の心の居場所となるよう配慮し、生徒間、生徒と教師間の心のつながりを感じる「絆づくり」に取り組む。
- (2) 自己有用感や自尊感情を育むため、生徒一人ひとりが活躍し、認められる場のある教育活動を推進する。
- (3) すべての教師がわかりやすい授業を心がけ、基礎基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感をもたせる。
- (4) 本校の道徳教育計画に沿って確実に全ての教育活動を通じて、道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- (5) いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な処置として、道徳、学級活動等の充実に努めるとともに、全校集会や学年集会でいじめ防止に関する呼びかけを実施する。
- (6) 保護者、地域住民及びその他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する生徒が自主的に行う生徒会活動に対する支援を行う。
- (7) いじめについての校内研修を行い、いじめの態様や特質、原因、背景、指導の留意点など、教職員間で共通理解を図る。

### 2 生徒に培う力とその取組

- (1) 自分も他人も共にかげがえのない命を与えられ、生きていることを理解し、他者に対して温かい態度で接することができる思いやりの心を育む。
- (2) 生徒会活動を中心として、本校のいじめに対する宣言を生徒に学期毎に確認させ、生徒自身がいじめの問題の解決に向けてどう関わったらよいかを考え、主体的に取り組もうとする力を育む。
- (3) 「心とからだの健康観察」を活用した心のサポート授業等をとおして、生徒一人ひとりのセルフケアやストレスマネジメントの力を高める。
- (4) 学級活動や部活動、ボランティア活動を通して社会性を育み、自己有用感、肯定感を育成し互いに尊重し合う態度を養う。

### 3 いじめの防止等の対策のための組織

本校は、いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を設置する。

#### (1) 構成員

校長、副校長、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー

#### (2) 取組内容

- ①いじめ防止基本方針の策定、年間指導計画の作成（道徳教育の全体計画への位置づけ）
- ②いじめにかかわる研修会の企画立案
- ③未然防止、早期発見の取組
- ④アンケート及び教育相談の実施と結果報告（各学級・学年の状況報告等）
- ⑤いじめ防止にかかわる生徒の主体的な活動の推進

#### (3) 開催時期

定例の主任会にて行う。いじめ事案の発生時は緊急開催し、事態の収束まで随時開催とする。

教職員はいじめの兆候と思われることを察知した場合、生徒指導主事に報告する。（特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、報告を行わないことがあってはならないことを周知徹底する）2週に1回の主任会の中でその内容を確認し、情報の収集、共有に努め指導に当たる。

#### (4) いじめ事案が発生した場合

いじめ事案が発生した場合は、校長・副校長・生徒指導主事・該当学年の学年長と担任、養護教諭、スクールカウンセラーをもって組織を構成し、「情報共有」「事実関係の把握」「いじめの認知」「対策方針の決定・修正」「継続的な支援」をおこなう。

### 4 生徒の主体的な取組

- (1) 生徒会による、いじめ防止に向けた「呼びかけ」「ポスター作成」等の取組
- (2) 好ましい人間関係づくりをねらいとした生徒会行事や取組

### 5 家庭・地域との連携

- (1) 学校いじめ防止基本方針を、学校通信に掲載するなどして広報活動に努める。

- (2) PTAの各種会議で、いじめの実態や指導方針について説明を行う。
- (3) いじめ防止等の取組について、学級通信や学年通信を通じて保護者に協力を呼びかける。
- (4) 授業参観において、保護者に道徳の授業を公開する。
- (5) 学年懇談会や地区懇談会で、いじめについての情報交換を行い、早期発見の一助とする。

#### 6 配慮の必要な生徒への対応

下記の児童生徒をふくめ、学校として特に配慮が必要な生徒については、日常的に、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援をおこなうとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的におこなう。

- (1) 発達障害をふくむ障害のある生徒にかかわるいじめについては、教職員が個々の生徒の障害の特性への理解を深めるとともに個別の支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有をおこないつつ生徒のニーズや特性、専門家の意見をふまえた適切な指導および必要な支援をおこなう。
- (2) 海外から帰国した生徒や外国人の生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる生徒は言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われることがないよう、教職員、生徒、保護者等の外国人生徒に対する理解を深めるとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。
- (3) 性同一性障害や性的指向・性自認に係わる生徒に対するいじめを防止するために性同一性障害や性的指向・性自認について教職員への正しい理解の促進や、学校としての対応について周知する。

### III いじめの早期発見のために

- (1) 生徒を対象とした学校生活アンケート調査 年8回
- (2) 保護者を対象とした情報収集 年2回（7月、12月）
- (3) 教育相談を通じた生徒からの聞き取り調査 年3回（6月、11月、2月）
- (4) やりとり帳や日々の生徒観察を通じた生徒の実態把握。
- (5) 主任会を月2回行い、生徒の実態を全職員が把握する。また、共通理解しておくべき事を確認し、全職員に周知徹底する。
- (6) いじめの兆候に気づいたときは、教職員が、速やかに予防的介入を行う。
- (7) 地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。
- (8) 教職員の観察による異変に気づいた場合の報告・連絡・相談の徹底。

### IV いじめの問題に対する対応

- (1) いじめを発見したときは、その場でいじめの行為を止めさせ、事実関係を明らかにする。
- (2) いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、速やかに「いじめ対策委員会」を開催し、校長以下すべての教員の共通理解のもと、役割分担をして問題の解決にあたる。
- (3) いじめの事案について、生徒指導の範疇で対応する事案であるか、警察への通報を要する事案であるかを適切に判断する。
- (4) いじめられている生徒や保護者の立場に立ち、関係者からの情報収集を迅速かつ綿密に行い、事実確認をする。
- (5) いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒及びその保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- (6) いじめを受けた生徒が学校生活に不安を抱えている場合、複数の教職員で見守りを行うなど、いじめられた生徒の安全を確保する。また、いじめられた生徒が安心して教育を受けるために必要があると認められるときは、保護者と連携を取りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- (7) いじめを受けた生徒の心を癒すために、また、いじめを行った生徒が適切な指導を受け、学校生活に適応していくために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を図りながら、指導を行う。
- (8) 教育上必要があると認めるときは、学校教育法施行規則第26条の規定に基づき、適切に、生徒に懲戒を加える。

- (9) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、当該教育委員会及び所轄警察署と連携して対処する。
- (10) インターネット、SNSによるいじめを発見した場合、「いじめ対策委員会」で迅速に対応策を講じ、被害の拡大を防ぐ。また犯罪性が認められれば、警察の助言を参考にしながら関係機関と連携して実態把握に努め、早期発見・早期対応のために必要な策を講じる。さらに、生徒や保護者がインターネット上のいじめが重大な人権侵害にあたり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解し、その防止と効果的な対応ができるよう、計画的な啓発活動を実施する。

## V 重大事態への対処について

### 1 重大事態とは

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。 【法第28条①】

### 2 重大事態の報告

- (1) 学校は、重大事態が発生した場合、速やかに学校の設置者（当該教育委員会）に報告する。
- (2) 生徒からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したものととして対処する。

### 3 重大事態の調査

#### ■学校が調査の主体となる場合

設置者の指導・支援のもと、以下のとおり対応する。

- (1) 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査については、本校の「いじめ対策委員会」が中心となり、全職員体制で速やかに行う。
- (2) 調査の際には、重大事態の性質に応じて、適切な専門家を加えるとともに、いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保する。
- (3) 調査においては、いじめの事実関係を可能な限り網羅し、明確にする。特に、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- (4) 調査結果を学校の設置者に報告する。
- (5) いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、調査によって明らかとなった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法により情報提供する。
- (6) いじめを受けた生徒及びその保護者の意向を配慮したうえで、保護者説明会等により、適時・適切にすべての保護者に説明するとともに、解決に向けて協力を依頼する。
- (7) 「いじめ対策委員会」で再発防止策をまとめ、学校をあげて取り組む。

#### ■学校の設置者（当該教育委員会）が調査の主体となる場合

設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力する。

## VI その他

- (1) いじめの未然防止等、学校の取り組みについて、学校評価で検証を加え改善を図る。